

観光農業公園農産物直売所運営組合員の心構え

下記は、観光農業公園農産物直売所を円滑に運営するための、組合員が守るべき事項です。

記

(金銭に関すること)

1. 入会金および年会費は決められた期日までに納入してください。
2. 売上金は月末に集計し、定められた手数料を引いて、翌月 10 日までに「いぶすき農協」の口座に振り込みます。(他の金融機関は取扱いできません)
3. 直売所では、レジを通過した売上だけを集計管理し、入荷数量の確認はしません。このため、組合員の申告した出荷数量と、売上数量及び売れ残り品の合計が合わなかった場合においてもレジを通過した売上分のみを支払うこととします。
4. 出荷品の値段は自由に決めることができますが、他の出荷品と比較して著しく安い場合は、価格破壊を招く恐れがあることから、変更していただく場合があります。

(出荷・引き取り)

1. 農産物等は鮮度を保ち、見栄えを良くするため指定袋に入れてください。指定袋は直売所でも購入することができます。袋に入らないものは、店長の指示に従ってください。
2. 出荷品には、販売管理のためのバーコードシールを貼ってください。バーコードシールは直売所で購入してください。
3. 出荷品は定められた時間に、店長の指示に従って納品してください。
4. 日持ちのしない出荷品(野菜類、果実類)は当日の営業時間内又は翌日の搬入時に引き取ってください。
5. 賞味期限のある加工品等については、期限前日までの営業時間内に引き取ってください。それ以外の出荷品については、搬入から 60 日を経過した翌日の営業時間内に引き取ってください。

(出荷品の制限)

1. 組合員が生産・加工・製造・その他取扱う出荷品である必要があります。
2. 鹿児島市内で生産・加工・製造されていないものについては、役員会の承認を得なければ販売できません。
3. 食品衛生営業許可を必要とするものについては、許可を受けたものだけしか販売できません。

(事故責任)

1. 出荷品に起因する事故が生じた場合は、出品者の責任となります。

販売手数料

出荷品	販売手数料	対象品例
農林水産物	17%	野菜、しいたけ、干物、花
その他	20%	食品加工品、おみやげ、工芸品
仕入品	23%以上	組合員自身が生産していないもの